

鹿屋市個人情報保護条例の廃止に伴う関係要綱の整理等に関する要綱  
(鹿屋市要介護認定等に係る資料の開示及び提供に関する要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市要介護認定等に係る資料の開示及び提供に関する要綱(平成18年鹿屋市告示第109号)の一部を次のように改正する。

第5条中「被保険者」の次に「についての要介護認定等に係る資料」を加え、「鹿屋市個人情報保護条例(平成18年鹿屋市条例第17号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(鹿屋市不法投棄監視カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市不法投棄監視カメラの管理及び運用に関する要綱(平成27年鹿屋市告示第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「鹿屋市個人情報保護条例(平成18年鹿屋市条例第17号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第7条ただし書中「法令に基づく場合又は鹿屋市個人情報保護条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合」を「個人情報の保護に関する法律第69条第2項各号のいずれかに該当する場合又は他の法令の規定による場合」に改める。

(かのや農援隊無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱の一部改正)

第3条 かのや農援隊無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱(令和2年鹿屋市告示第7号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「職業紹介所」を「紹介所」に改める。

第6条第3号中「職業安定法」を「法」に改める。

第13条中「鹿屋市個人情報保護条例(平成18年鹿屋市条例第17号)の規定に基づき」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「鹿屋市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

(鹿屋市統計調査員登録要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市統計調査員登録要綱(令和3年鹿屋市告示第117号)の一部を次のように改正する。

第9条中「鹿屋市個人情報保護条例(平成18年鹿屋市条例第17号)第8条第2項第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2

項第1号」に改める。

別記第1号様式中「鹿屋市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。